

入札監理小委員会 第 7 2 9 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 2 9 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 6 年10月 8 日（火）16：03～16：56

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○「横浜第 2 合同庁舎」の管理・運營業務（財務省 関東財務局横浜財務事務所）

3. 報告（次期事業開始時期）

○ I C Tを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための
調査研究業務（文部科学省）

4. 閉会

<出席者>

中川主査、石田副主査、大見副主査、岡本副主査、奥副主査、稲生専門委員、
尾花専門委員、和田専門委員

（「横浜第 2 合同庁舎」の管理・運營業務）

財務省 関東財務局横浜財務事務所 総務課

欠端課長

高野課長補佐

阿部専門官

會和合同庁舎管理第 2 係長

（ I C Tを活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務）

文部科学省

総合教育政策局 日本語教育課

今村課長

佐々木地域日本語教育調整専門官

北村専門官

飯名日本語教育推進係長

大臣官房 総務課 行政改革推進室

窪田管理係長

(事務局)

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○中川主査 それでは、ただいまから第729回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「「横浜第2号合同庁舎」の管理・運営業務」の実施要項（案）について、財務省関東財務局横浜財務事務所総務課、欠端課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○欠端課長 ただいま御紹介いただきました、財務省関東財務局横浜財務事務所総務課長をしております、欠端と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、「「横浜第2号合同庁舎」の管理・運営業務」の実施要項（案）につきまして、御説明させていただきます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、事業概要について改めて御説明させていただきます。お配りしております資料A-4、契約状況等の推移を御覧ください。当庁舎の管理運営業務の業務委託契約は、平成28年から公共サービス改革法による民間競争入札を導入しておりまして、平成28年から平成30年度までを第1期目、平成31年から令和3年度までを第2期目、令和4年度から6年度までを3期目として、現在、4期目となる令和7年度から9年度の契約締結に向けて準備を進めているところでございます。

1期目を実施した結果、入札説明会参加者から、契約規模が大きすぎるとの御意見がありましたため、1期目で一括調達していた本件業務を2期目では、電気・機械・監視制御設備点検等業務・執務環境測定等業務、これが一つ、清掃業務、これが二つ、警備業務、以上3分割して調達を実施しているところでございます。なお、電気・機械・監視制御設備点検業務・執務環境測定業務、ちょっと名称が長いので、以降は設備点検等業務と述べさせていただきます。

それでは、前期からの実施要項の変更内容について御説明させていただきます。まず、実施要項には記載ございませんが、設備点検等業務及び警備業務のパブリックコメント実施期間についてでございます。設備点検等業務及び警備業務のパブリックコメント実施期間につきましては、今回の調達ではより多くの意見を募集できるよう、従来14日間確保していたところ、WTO政府調達案件である清掃業務の意見招請実施期間に合わせまして、21日間に延長いたしました。パブリックコメント及び意見招請の結果につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、実施要項（案）の3業務の共通事項についてですが、前期からの変更点はございませんので、前期に引き続き、競争性改善の観点から実施する内容について御説明させていただきます。なお、実施要項（案）が3つ、3業務ございますが、業務仕様書以外の部

分につきましては、基本的にはほぼ同様の内容となっておりますので、資料A-2-1、横浜第2合同庁舎の管理・運営業務における民間競争入札実施要項（案）に基づき、御説明させていただきます。

それでは、資料A-2-1、11ページを御覧ください。設備点検等業務及び警備業務の公告期間につきまして、WTO政府調達案件である清掃業務の公告期間に合わせまして、原則14日間であるところ、前期に引き続き50日間へ延長を行います。また、前々期の警備業務の入札において、入札説明会に参加したものの、入札に参加しなかった、されなかった3社にヒアリングを行いまして、うち1社から必要員数の確保のため、2か月程度の準備期間が欲しいとの御回答がありました。このため、前期に引き続き、今回の入札公告日及び開札日を前倒しすることで、引継ぎ期間を2か月確保することとしております。なお、設備点検等業務及び清掃業務についても同様に、引継ぎ期間を2か月確保する、できるスケジュールにしております。

また、1者応札の改善につきましては、ほかにも警備員指導教育責任者の資格要件の削除を行っておりますが、こちらは後ほど説明いたします。

次に、各業務仕様書の変更点につきまして、御説明いたします。資料は引き続きA-2-1でございます。参入障壁を排除する観点及び経費分担等を明確にするため、3つの業務において、一部記述を削除しております。まず、103ページを御覧ください。定期点検等及び保守業務のうち、監視制御設備点検保守業務について、中央管制装置のメモリーバックアップバッテリーの交換、サーバー類故障時の部品交換及び修理費用、予防保全による部品交換費用を受注者負担としていた記述を削除しております。

続きまして、127ページを御覧ください。定期点検等及び保守業務のうち、搬送設備点検保守業務において、受注者による交換用部品の保管に関する記述を削除しております。

最後に、222ページを御覧ください。執務環境測定等業務のうち、ネズミ昆虫等調査及び防除業務について、突然故障等に対する緊急保守の際に必要な消耗品及び作業費を無償とする記述を削除しております。

次に、少し戻りますが、140ページに戻っていただきまして、入退館管理システム保守業務につきまして、前期実施要項（案）審議の際の、ビル管理会社をかませず、分離して管理すべきとの御指摘を踏まえまして、令和5年11月の新システムへの更新に伴い、新入退館管理システム導入業者と、システムの導入及び保守業務に係る5年契約を締結したため、本業務を設備点検業務の対象外とし、実施要項（案）から削除しております。

その他、設備点検等業務につきまして、詳細な説明は割愛させていただきますが、主に機器更新や入居官署の増加に伴い増設した設備に係る記載内容の変更を行っております。

清掃業務の業務仕様書につきましては、入居官署の増加等に伴い、清掃部分の床面積等の変更があった箇所を修正しております。

続きまして、資料A-2-3、警備業務の実施要項（案）39ページを御覧ください。前期調達時に入札説明会に参加したものの、入札に参加されなかった3社にヒアリングを行ったところ、3社から、資格要件である警備長の警備指導教育責任者を満たす人員の確保が難しかったとの回答がございました。これを受けまして、警備業務の1者応札の改善について、先ほど説明させていただきましたとおり、今回も引き続き、2か月の準備期間を確保するほか、警備員指導教育責任者の資格要件の削除を行っております。具体的には5、警備責任者の（1）、アの警備長の資格要件から、警備員指導教育責任者（警備業務区分1号の施設整備）の資格者証を有する者の記載を削除しております。

次に、42ページから44ページを御覧ください。42ページの通常時の警備体制に加え、大型工事が予定されております、令和7年11月1日から令和8年3月31日の警備体制を43ページに追加しております。令和7年11月1日からは、地上駐車場の一部が使用不可となるため、これに対応するための警備体制となっております。また、44ページには、先ほどとは別の大型工事が同時に予定されている、令和8年4月1日から令和10年3月31日の警備体制を追加しております。令和7年4月1日からは、引き続き地上駐車場の一部が使用不可になることに加えて、地下駐車場の一部も使用不可となるため、これに対応する警備体制となっております。以上の大型工事に伴う警備体制につきましては、入札説明会で説明する予定でございます。

最後に、実施要項（案）に対するパブリックコメント及び意見招請の結果について御説明させていただきます。

実施要項（案）につきましては、WTO政府調達案件である清掃業務は、令和6年9月4日から9月24日までの21日間、意見招請を実施、設備点検等業務及び警備業務は原則14日間、パブリックコメントを実施するところ、意見招請案件である清掃業務に合わせまして、同じく令和6年9月4日から9月24日までの21日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、いずれの業務につきましても、業者からのコメントはございませんでした。

簡単でございますが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします

す。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 尾花と申します。御説明いただきありがとうございます。

A-2-2と、A-2-3に関して御質問をというか、分からないことがあるので教えてください。なお、何回も審議を経ている実施要項なのですが、私が初めてなので、重ねての質問になるかもしれませんが、申し訳ございません。

A-2-2の15ページの12で、再委託全面禁止という定めがあります。A-2-4の16ページの12でも再委託全面禁止の定めがあります。これと照らして、今度はA-2-2の27ページの2、さらに、A-2-3の26ページの2では、全業務委託と記載があります。これはどのように理解すればいいか教えてください。

○高野課長補佐 御質問ありがとうございます。横浜財務事務所総務課の高野と申します。

今、御指摘のところの記載を確認しているところではございますけれども、再委託については、特に意味があって書き方を変えているというものではございませんでして、まず、再委託の、何でも、私たちは定まっているかといいますと、財務省の通達で、平成18年の通達なんですけれども、公共調達に適正化についてという通達がございます。そこで一括の再委託、受託した業務の一括再委託というものについては禁止されていると。その通達において、やってはいけないということになっておりまして、果たして何割程度であれば再委託を認めるのかといったような割合に関する規定というものはございませんでして、受託したものを全て再委託してはいけませんよというルールが、まずございます。

その中で、非常に本件、規模の大きい調達になりますので、契約になりますので、全てが受託者で賄えるという規模ではございませんので、どうしても機械設備保守であれば、機械に精通したメーカーに再委託をするですとか、そういったものが発生することが考えられますので、そうしたものについては、私たちの事前承認を経た上で再委託を認めるといったことをやっておるところでございます。

すみません、あまり回答になっているかどうか分かりませんが、いかがでしょうか。

○尾花専門委員 すみません、私の質問の仕方が悪かったのかと思います。清掃と警備について伺っております。清掃と警備について、記載を見ますと、清掃については、27ペ

ージの2、警備については、26ページの2に全業務を委託と書いてあるので、どういうことでしょうかという質問でした。全業務を委託ということは、全部委託したように読めるのと、あと、過去の実施状況の報告のところで、常勤職員、非常勤職員がこの業務を行っていません、それぞれ0人という記載があるのでどういうことでしょうかという質問でした。

○事務局 横浜財務事務所様、よろしいですか。事務局、林でございます。

○高野課長補佐 すみません。

○事務局 清掃業務のほうで見ていただくと、資料A-2-2の清掃業務で、93分の16ページでございます。

そちらに公共調達の適正化に基づいた規定があると思います。その全部を一括して再委託してはならない。他方で、93分の27ページを見ていただきますと、これ実績のところだと思いますが、上のほうで従来の実施に要した人員がございしますが、そちらが0人になっていて、その下、注意事項のところで、従来の実施においては、全業務を委託により実施と書いてあるので、ここの平仄が取れていないのではないのでしょうかということかと思います。

○高野課長補佐 承知しました。少々お待ちいただけますか。

すみません、お待たせしました。93分の27ページ目でございますけれども、従来の実施に要した人員ということで0人となっております、同じ表の枠組みの中に、過去における業務従事者数というところで、日常清掃、定期清掃ということで、12名ですとか40名ですとか記載があらうかと思います。本件、市場化テストということでございますので、従来の実施に要した人員ということで、国の職員が実施した、国の職員がやっている業務、清掃業務というものを民に委託してやっていただくということで、上は国の職員がということですので、それは実際に業務の実施はしてございませんので、そこは0人となっております、本件契約受託者であるクリーン工房が実施しているものが、その下の枠にある日常清掃12名ですとか、定期清掃40名といったことを表している表となっております。

したがいまして、全部をクリーン工房が受託して、さらにそれを第三者にといったことではございませんでして、あくまで、国からクリーン工房に委託をしているといったようなつくりになってございます。

○中川主査 尾花委員、お願いします。

○尾花専門委員　ありがとうございます。ここでは前年度がどういう実施状況だったかということを記載する欄かと思います。なぜならば、新規の方が入ってくるのに、前年度の方がどんなふうに業務を実施していたかを知らせる欄かと思いますので、これはまさに、クリーン工房が前年度、どういう形でやっていたかということを記載されるべきで、新しく入札をされる方にとっての情報提供という意味で、確かに初年度は、官から民に移るときは官のことを書かなければいけなかったと思うのですが、もう既に何期もやっていらっしゃるので、ここはクリーン工房の実態とかK S Pに要した人員を書いていたでいて、全委託というところはなくしたほうが、よい情報提供になるのではないかと思います。

それと、あともう1点なのですが、警備業務のところ、A-2-3のところ、8ページのところなのですが、こちらに警備業法に基づく認定を資格に入れなくていいのですかという質問です。

○高野課長補佐　すみません、御質問ありがとうございます。今、資料確認しております。少々お待ちください。

お待たせしました。今、委員おっしゃるように、現在の仕様書の中を確認します限り、警備業法に基づく公安委員会の届出がたしか必要だったかと思いますが、そちらの要件は、こちらの仕様には入っていないかと思います。これは、恐らくですが、今回、その規定を落としたわけではございませんので、当初からその要件については記載がなかったのではないかなと思います。ただ、おっしゃるように、警備のもととなる要件も大事な一つでございますので、今、前回の調達の際に、仕様ではなくもしかすると入札説明書に記載がなかったかなと思ひまして、今、過去の資料を探しております。

○尾花専門委員　すみません、お手数をおかけするものなんですので、必要な資格であると御省がお考えならば、書かれたほうがいいなと思います。

○高野課長補佐　承知しました。

○尾花専門委員　最低価格落札方式なので、資格で切らない限り、持っていない方が安いお金で出てきたら増えてしまいますので、もしそれが御省にとって重要な資格なら、明記をされることをご検討ください。以上です。

○高野課長補佐　ありがとうございます。

○中川主査　岡本委員、お願いいたします。

○岡本副主査　ありがとうございます。私も今回初めてなので、既に固まっている解釈のものについての質問になるかと思いますが、御容赦ください。6点ばかりあるのです

けども、全て今やってよろしいですか。

○中川主査 お願いします。

○岡本副主査 まず、第1点ですけど、資料A-2-1、249ページの資料の7ページ、1.1、業務の引継ぎのところです。(1)と(2)の解釈はどういうふうに理解したらいいか教えてくださいませんか。これが第1点です。よろしくお願いします。

○事務局 横浜財務事務所様、よろしくお願いします。

○高野課長補佐 少々お待ちください。すみません、お待たせしました。まず、御質問の(1)、これが現行の事業者からの引継ぎということでございまして、(2)が本業務終了の際に民間事業者の変更が生じた場合の引継ぎという規定でございまして。

(1)と(2)の違いでございすけれども、(1)については、まさにこれから契約を締結しようとするに当たって、現契約相手方から新しく今度変更になる場合、これについて引継ぎを確実にしてもらって、円滑に契約をスタートしてもらおう。(2)については、今度の契約に照らしていけば3年後の話になるわけですがけれども、契約が満了になるに当たって、今度また新たな業者が落札者となったときに、そこでまた円滑に引継ぎをしてもらおうといったことを定めた規定となっております。

以上でございす。

○岡本副主査 ありがとうございます。ということは、(1)は必ず発生するのですよね。

(2)は業者が変わる場合に発生をすると、そういう理解ですね。

○高野課長補佐 おっしゃるとおりです。

○岡本副主査 そのときに、(2)の最後の行、なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した民間事業者、この本業務を受注した民間事業者というのは、新たに参加してくる事業者のことを指していらっしゃるのですか。

○高野課長補佐 最後のなお書きですがけれども、現契約相手方、新規に入ってこようとする方ではなくて、現在の契約相手方ということでございす。

○岡本副主査 本業務を受注した民間事業者というのは、現行、受注している事業者であって、新たに受注する事業者じゃないということですね。その確認です。

○高野課長補佐 おっしゃるとおりです。あくまでも、今度の令和7年4月に契約する業者に負担してやってもらうということになります。なので、3年後の令和、今度10年4月に、また今度、別の業者さんが落札されたのであれば、別にその方に負担していただくわけではなくて、現在の、そういうことになります。

○岡本副主査 そうすると、(1)も(2)も現在実施している業者が経費を負担するという理解でいいのですね。そういう理解ですね。

○高野課長補佐 おっしゃるとおりです。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

2点目になります。同じページの7ページから8ページにかけてのところなのですが、1.2.1の管理・運營業務に関する包括的な質のところ、8ページにいきますと、老朽化に起因するものは含めないと除外をされていらっしゃるんですよね。単純な話なのですが、老朽化に起因するものと、管理運營業者の不備によるものというのは、そんなに明確に分けられるものなのですか。これが質問です。2点目。

○高野課長補佐 この庁舎も、建ててもう30年経過しておりまして、至るところでかなり老朽化が目立っておりましてはありますので、適切に維持管理業務、これを通じてやっていただけているものであれば、きれいにスッと色分けができるかと言われると、なかなか難しいところはあろうかと思うのですが。

○岡本副主査 いや、心配しておりますのは、結構細かい点で微妙かなと思いましたので、実際にそういうことが発生しないということであれば、特段取り上げるつもりはないのですけれども。

○高野課長補佐 そうですね。先ほど申し上げましたけれども、30年経過しているところで、かなり耐用年数を超えて使用しているものなんかもかなりありまして、そこで、老朽化したものまでも含めた形でやってしまうと、かなりの負担を請負者に負わせるという形にもなってしまうのではないかとということで、この要件は入れておるところでございます。

○岡本副主査 分かりました。ありがとうございます。

次、3点目になるのですが、同じ資料の10ページ、249分の10、10ページです。上のほう、(3)法令変更による増加費用及び損害の負担という項目のところ、①から③の要件を挙げられていますけど、この読み方がよく分からないのですが、例えば、①の「本業務の類似的または特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設」と書いてありますが、「本業務の類似的」というのはどこにかかっているのですか。

○高野課長補佐 すみません。本業務の類似的というところでございますけれども、基本的には本件業務、受託者に求める業務全般にかかることかなとは思っております。

○岡本副主査 今の言い方ですと、この要件の「本業務の類似的」は何なのですか。本業

の類似的法令変更ということですか。単純に文章の問題だけなのですけど。

○高野課長補佐 すみません、お待たせしました。本業務の類似的法令変更というふうに読めるものだと思います。

○岡本副主査 本業務の類似的法令変更とはどういう意味ですか。本業務に近い業務の法令変更という意味ですか。

○高野課長補佐 すみません、時間を要しておりまして、申し訳ありません。意味合いとしては、本業務に関するということかとは思うのですけれども、確かに確認させていただいてもよろしいでしょうか。

○岡本副主査 分かりました。合わせて、「特別な影響を及ぼす」というのはどういう意味ですか。特別な影響でない影響というのがあるのですか。特別でない影響というのがあるのですか。その判断はどのようにされるのですか。特別な影響を及ぼすというのは。

○高野課長補佐 その点も含めて、確認させてもらってよろしいでしょうか。

○岡本副主査 分かりました。それと合わせて、「税制度の新設」と書いてありますけど、税制度というところに、「類似的または特別に影響を及ぼす」というのがかかってくるわけですか。これも併せてお願いします。

○高野課長補佐 承知しました。

○岡本副主査 すみません。③ですけど、「法人税その他の類似の税制度の新設・変更以外」と書いてありますよね。法人税等々を除外する理由は何ですか、教えていただきたいのですけど。

○高野課長補佐 すみません、そこも含めて後日、回答させていただきます。

○岡本副主査 分かりました。すみません。

それから、恐縮ですけど、同じ資料の127ページ、交換部品にかかる記述が削除されているところなんです。これは、趣旨は分かっているつもりなのですが、交換部品の記述を削除しても業務に影響を及ぼさないという理解でよろしいですか。それは大丈夫と言っていたら、別に深い理由はないのですけど。

○高野課長補佐 問題ございません。

○岡本副主査 分かりました。それと、あと最後に1点だけ、警備業務のところなのですが、資料A-2-3のほうです。44分の39ページ、警備責任者、警備長の要件が書いてあるところなんです。そこで、今回は警備長、1から4の要求が書いてあります。この理解は、1から4全てなのか、それとも1から4それぞれであればいいという理解なので

すか。

○高野課長補佐 全てでございます。

○岡本副主査 全て。そうすると、(1)のところの表現はこのままでいいのでしょうか。全て以下に述べる条件を満たしている者とするということを書いておかないと、私はそうでないと読んでしまったので、気になります。

以上です。すみませんでした。

○高野課長補佐 ありがとうございます。アドバイスとして、参考にさせていただきたいと思います。

○岡本副主査 よろしく願いいたします。

○高野課長補佐 確認させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。石田委員、お願いいたします。

○石田副主査 石田です。資料のA-4の第3期の清掃業務と警備業務について、業者にヒアリングを実施したところ、C等級であったなどの声があったというお話なんですが、今回も、AまたはBの等級になっていますが、これはC等級にするというのは難しいのでしょうか。

○高野課長補佐 等級でございますけれども、まず、予定価格に比した原則等級という考え方がございまして、本件の場合ですと非常に大きい規模になりますので、恐らくA等級が原則等級になろうかと思います。ただ、競争性の確保ということで、私たち財務省の中の内部通達がございまして、そこで競争性の確保のために、負担行為担当官の判断で、一等級上位または一等級下位の等級を競争参加に混ぜることができますよという規定がございます。

Aより上はありませんので、そうすると必然的にBになると。そこから広げるという根拠はございませんので、基本的には、AまたはBということになろうかと思います。

○石田副主査 ありがとうございます。

すみません、それともう一つ追加の質問で、この3業務の全ては、サービスの質の設定のところで、満足度調査のアンケートを予定されておりますが、これは全部電子でおやりになっているという理解でいいですか。実施要項の標準例で、アンケート調査は電子化することが望ましいというのを一言入れていただけると、業者のほうも集計業務等で効率が図れると思いますので、望ましいと入れていただけると助かります。御検討ください。

以上です。

○事務局 事務局でございますが、たしかアンケートは、システムで実施しているというふうにお聞きしておりましたが。掲示板のようなシステムがあって、そのシステムを活用しているとお聞きしておりましたが、横浜財務事務所の方、如何でしょうか。

○高野課長補佐 おっしゃるとおり、電子媒体でやっております、庁舎内の入居官署の方たちが見られる掲示板のようなシステムがございまして、そこに掲示をして、集計については私たち職員のほうでやっております。ですので、業者の負担ということにはなっておりません。

○中川主査 石田委員、お願いします。

○石田副主査 職員の方が集計するのは大変じゃないですか。というのと、あと新しくおやりになる方は、電子化というのを書かなくても、もともとある掲示板でやるから、そこは書かなくても大丈夫ということですか。

○高野課長補佐 お待たせしました。引き続き、私たち、慣れ親しんでいるシステムがございまして、そこを使って、今度、仮に新しい業者が参入してきたときも、同様にアンケートについては我々のほうで、庁舎管理室のほうで行いますということで、そういった説明もさせていただこうと思っておりますので、記載までは不要ではないかなとは考えております。

○石田副主査 御説明ありがとうございます。承知しました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございます。尾花先生から御指摘いただきました情報開示、業務従事者数につきまして、記載の方法につきまして検討して、記載方法を直したいと思います。

○稲生専門委員 ちょっとすいません、発言させていただけますでしょうか。

○中川主査 稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 今、従来の状況について記載を直したいということで、今、事務局から御提案あったんだけど、恐らくこれ、マニュアルか何かが監理委員会、事務局でつくっておられて、ですから、従来の状況について、例えば、委託費の書き方であるとか、委託費というか経費の書き方だとか、内訳をどう展開するかということと、あと、どれだけ

人員を配置していたかといったようなことについて、記載の方法については、ほかの案件にも影響しますので、財務省さんの案件だけの問題ではないと思いますから、その点だけ十分に事務局では御注意いただいて、直すなら直すで結構なんですけど、そうしますと、ほかのも全部直していかないといけないという点は御明記いただければと思います。

○中川主査 ありがとうございます。事務局、引き続きお願いいたします。御確認お続けください。

○事務局 稲生委員、御指摘いただき、ありがとうございました。

別紙3につきまして、関東財務局、横浜財務事務所が使っている様式が別の様式のようにございまして、官民競争入札用の様式を使っているようございまして、別途、民間競争入札用の様式がございますので、そちらに差替えさせていただきたいと存じます。いずれにいたしましても検討して、皆様にもお知らせしたいと存じます。

それから、尾花先生から御指摘いただきました警備業法の要件につきまして、記載することによって調整したいと思います。

それから、岡本先生から御指摘ありました、249分の10ページの法令変更の解釈及び警備の要件につきまして、また後ほど御説明、御回答させていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、本日の審議を踏まえ、横浜財務事務所におきまして、引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようにお願いいたします。本日はありがとうございました。

○高野課長補佐 ありがとうございました。

○事務局 横浜財務事務所様、ありがとうございました。それでは、退室ボタンを押して御退席されてください。

○高野課長補佐 失礼いたします。ありがとうございました。

(横浜財務事務所退出)

○中川主査 引き続き、小委員会の再開に向けて準備を行いますので、しばらくお待ちください。

○事務局 それでは、文部科学省様に御入室いただきます。

(文部科学省入室)

○中川主査 それでは、第729回入札監理小委員会を再開いたします。

「ICTを活用した『生活者としての外国人』のための日本語学習サイト充実のための

調査研究業務」に関する報告案件について、文部科学省総合教育政策局、日本語教育課、今村課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は5分程度でお願いいたします。

○今村課長 失礼いたします。文部科学省総合教育政策局日本語教育課長の今村と申します。

お手元の資料に即しまして、「ICTを活用した『生活者としての外国人』のための日本語学習サイト充実のための調査研究業務」の市場化テスト開始時期につきまして、御説明をさせていただきます。

本事業の概要につきましては、お手元に別葉の資料もあろうかと思いますが、「つながるひろがる にほんごでのくらし」という名前の日本語の学習サイトの内容の充実と、それから、そのサイト自体の運用保守業務を一体として行っている事業でございます。

こちらの業務につきまして、市場化テストの対象として、令和5年度中に選定されたということになっておりまして、その当時は今、行っております調達と同じような手続のままで、7年度事業を対象に市場化テストに臨むということで考えておりました。

一方、その後の令和7年度の予算の概算要求の検討段階におきまして、事業の内容に鑑みまして、役務内容を2つに分割をいたしまして、主にサイトの運用保守業務につきましてはデジタル庁予算に、それ以外の調査研究業務につきましては、文部科学省予算に計上するという方針で概算要求を行わせていただいたところでございます。このように計上方式を変更させていただきたいということがございまして、それによりまして、今後、仕様書に関しても変更になってくるという状況でございます。

お手元の説明資料の2ページ目に、これまで当初の予定でのスケジュール感と、それから今後、来年度の事業におきまして、種々の変更があり得るということを鑑みますと、今回の、来年度の事業に対しての市場化テストではなくて、再来年度、令和8年度の事業に対しての市場化テストということで進めさせていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明いただきました報告案件について御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。稲生委員、お願いいたします。

○稲生専門委員 御説明ありがとうございました。事柄自体は延期されるということで、

特に異論はありません。

それで、今回、分かりにくいなと思っている部分の一つありまして、要は文部科学省で行う業務、これが説明書1ページの下のほうから5行目のところには調査業務とあって、デジタル庁のほうに運用保守業務となっています。お聞きしたいのが運用保守業務の部分がありまして、正直言ってコンテンツを提供するというシステムであれば、他省庁が絡んで、要は、デジタル庁が統合的に運用することで効率性を発揮するとするならば、ある程度のスケールメリットが運用保守業務にもあったほうがいいのかと素人目には思うのですけれども、そこら辺、どういった議論が文部科学省とデジタル庁の間で、つまり切り分けて、デジタル庁のほうに運用保守業務を委託するという事で、どういった効率性が発揮されるのかという点について、議論があったのかという点について教えていただければ幸いです。

以上、1点でございます。よろしくお願いいたします。

○今村課長 ありがとうございます。今の御質問に関しましてですが、今回、デジタル庁と主に議論しました点は、スケールメリットという点よりは、むしろセキュリティーの確保という点で、その辺の知見が豊富なデジタル庁の知見を生かしていただく形で運用したほうがよからうということで、今回分割させていただいたという経緯でございます。

以上となります。

○稲生専門委員 分かりました。そうすると、コンテンツ自体は、もう全て語学に関するコンテンツは文部科学省のほうで開発、それからソフトウェア的にもつくっておいて、ただ、走らせるプラットフォーム的なところは、もう一切お任せしてしまうと、こういう切り分けでよろしゅうございますでしょうか。

○佐々木地域日本語教育調整専門官 すみません、失礼いたします。専門官の佐々木と申します。

こちらの予算はデジタル庁予算に計上させていただくのですけれども、実際の調達の段階になりましたところで、技術的な話でございますけれども、もう一度、文部科学省に予算の移替えという形を取りまして、調達業務自体は文部科学省で行うということになります。その過程で、デジタル庁と御相談をしながら、先ほど申し上げましたように、セキュリティーの確保について一層の安全を図っていくというような形になってございます。

○稲生専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見交換はこれまでとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局 文部科学省様、ありがとうございました。それでは、退室ボタンを押して御退席されてください。

○今村課長 失礼いたします。

○佐々木地域日本語教育調整専門官 失礼いたします。

○事務局 ありがとうございました。

(文部科学省退室)

—— 了 ——